

災害時における荷役資機材の供給に関する協定書

山形県

トヨタ L & F 山形株式会社

災害時における荷役資機材の供給に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）とトヨタ L&F 山形株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における荷役資機材の供給に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山形県内で災害が発生した場合又は山形県以外の被災都道府県から甲が要請を受けた場合（以下「災害時」という。）において、甲が物資の輸送のために必要とする荷役資機材を速やかに乙が甲に供給するため、必要な事項を定めるものとする。

（供給の要請）

第2条 甲は、災害時において荷役資機材を調達する必要があると判断したときは、乙に荷役資機材の供給を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、別紙1により行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後において速やかに書面を提出するものとする。

（荷役資機材の種類）

第3条 甲が乙に供給を要請する荷役資機材は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能なものとする。

- (1) フォークリフト
- (2) パレットトラック
- (3) その他甲が必要と認めるもの

（供給協力）

第4条 乙は、第2条の規定により甲から要請を受けたときは、特別な事情がない限り、荷役資機材の甲への優先供給に努めるものとする。ただし、乙が被災したこと等により協力に応じることができない場合は、遅滞なく、その旨を甲に通知連絡する。

2 乙は、荷役資機材の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかに別紙2により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第5条 甲は荷役資機材の引渡し場所を指定するものとし、その引渡し場所までの運搬は原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

- 2 甲は、乙が前項の規定により荷役資機材を運搬する車両を緊急又は優先通行車両として通行できるよう配慮するものとする。
- 3 甲は、第1項の引渡し場所に甲の職員を派遣し、供給される荷役資機材を確認の上、引渡しを受けることを基本とする。
- 4 甲は、前項の規定による引渡しを受けることを市町村その他防災関係機関に代行させることができるものとする。

（費用の負担）

第6条 第4条の規定による荷役資機材の供給に要する費用及び乙が行った前条の規定による荷役資機材の運搬に要する費用は、甲が負担する。

2 甲が前項の規定により負担する額は、災害が発生する直前における通常の価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(費用の支払)

第7条 前条の費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の規定により請求書の提出があったときは、その内容を確認し、当該請求書を受理した日から30日以内に当該請求に係る金額を乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を選任し、相互に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(情報交換)

第9条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制、荷役資機材の供給についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(配慮事項)

第10条 甲は、第2条の規定により乙に要請を行う場合は、各種警報、避難勧告その他立ち入り制限が出されている地域への要請を避けるなど、荷役資機材の供給に従事する作業員の安全に配慮するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間満了日の30日前までに甲又は乙から解除の申出がないときは、この協定の有効期間を当該満了日の翌日から起算して3年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第12条 荷役資機材のレンタルによる供給に関して、この協定に定めのない事項は、乙が通常使用するレンタル契約で定める事項を適用する。

2 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

平成30年1月12日

甲 山形市松波二丁目8番1号

山形県

山形県知事

吉村 美栄子

乙 山形市荒楯町二丁目1番95号

トヨタL&F山形株式会社

代表取締役社長

鈴木 吉徳

別紙1 (協定第2条関係)

第 年 月 号 日

トヨタL&F山形株式会社
代表取締役社長 殿

山形県知事

荷役資機材供給要請書

「災害時における荷役資機材の供給に関する協定書」第2条の規定により、下記のとおり要請します。

記

要 請 日	年 月 日 ()
原因となった災害	
供給を要請する 荷役資機材の種類 及 び 数 量	
使 用 期 間	
引渡(使用)場所	
その他の必要事項	

別紙2（協定第4条関係）

年 月 日

山形県知事

殿

トヨタ L & F 山形株式会社
代表取締役社長

荷役資機材供給実績報告書

「災害時における荷役資機材の供給に関する協定書」第2条の規定により要請ありました荷役資機材の供給について、下記のとおり実施しましたので、同協定書第4条の規定により報告します。

記

- 1 原因となった災害名 :

2 荷役資機材供給実績